

## 別 紙

### 社会福祉法人和江会役員等報酬及び旅費規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人和江会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

#### (役員等)

第2条 前条に規定する役員等は、次に掲げるものを言う。

- (1) 理事、監事
- (2) 評議員
- (3) 委員会等の委員
- (4) その他理事長が必要と認めた者

#### (報酬の支給)

第3条 役員等には、報酬を支給する  
2 報酬の額は、別表のとおりとする。

#### (旅費)

第4条 役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出張旅費は、職員旅費規程を準用する。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が定める額とする。

#### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

#### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成29年6月16日（評議員会の議決日）から施行する。

2 社会福祉法人和江会役員等の報酬及び旅費規程（平成14年4月1日施行）は、この規程の施行をもって廃止する。

別表（第3条関係）

職 名		金 額
理事長	年 額	384,000円
理事	日 額	8,000円
監事（会議への出席）	日 額	8,000円
監事（監事会への出席）	日 額	12,000円
評議員	日 額	8,000円
委員会委員	日 額	5,000円
その他理事長が必要と認めた者	日 額	3,000円